

子支虐第 1 1 2 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」の改正について

令和 3 年改正個人情報保護法（※）の施行等を受けて、今般、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成 22 年 2 月 23 日付け府政共生第 228 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）の一部を別添のとおり改正したので、通知します。

各都道府県知事においては、内容について了知いただくとともに、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）に対して周知を図らねたい。

なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）第 50 条及び第 51 条の規定による改正後の「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。）